

令和8年3月大竹市議会定例会（第2回）議案の概要（新年度予算議案を除く。）

議案 番号	件名	内容	提案 説明者												
1 報告 第1号	専決処分の報告について （工事請負契約の変更： 大竹駅西口交流広場整備 工事(請負金額変更) （建設部監理課）	<p>議会の議決を得た工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。</p> <p>1 工事名 大竹駅西口交流広場整備工事 2 工事場所 大竹市新町一丁目地内 3 履行期限 令和8年1月30日 4 専決処分年月日 令和8年1月26日 5 変更前請負金額 159,607,800円 6 変更後請負金額 162,693,300円 7 請負者 広島県大竹市立戸四丁目1番47号 株式会社三洋技建</p>	建設部長												
2 認 第1号	専決処分の承認を求める ことについて（令和7年 度大竹市一般会計補正予 算（第9号） （総務部企画財政課）	<p>1 専決処分した事件 令和7年度大竹市一般会計補正予算（第9号）</p> <p>2 専決処分した理由 大竹市一般会計において補正を行うことについて、令和7年度当該会計予算の変更議決を必要とするが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したもの。</p> <p>3 歳入歳出予算の補正</p> <table border="0" data-bbox="667 1070 1353 1317"> <tr> <td>○補正予算額</td> <td style="text-align: right;">19,034千円</td> </tr> <tr> <td>○予算総額</td> <td style="text-align: right;">21,253,520千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（歳入）</td> </tr> <tr> <td>・衆議院議員選挙費県負担金</td> <td style="text-align: right;">19,034千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（歳出）</td> </tr> <tr> <td>・衆議院議員選挙事務</td> <td style="text-align: right;">19,034千円</td> </tr> </table> <p>4 専決処分年月日 令和8年1月15日</p>	○補正予算額	19,034千円	○予算総額	21,253,520千円	（歳入）		・衆議院議員選挙費県負担金	19,034千円	（歳出）		・衆議院議員選挙事務	19,034千円	副市長
○補正予算額	19,034千円														
○予算総額	21,253,520千円														
（歳入）															
・衆議院議員選挙費県負担金	19,034千円														
（歳出）															
・衆議院議員選挙事務	19,034千円														

	議案 番号	件名	内容	提案 説明者
3	議案 第 11 号	玖波交流館設置及び管理 条例の制定について (教育委員会事務局生涯学習課)	<p>1 制定の理由 建設から約50年が経過し、老朽化等の課題を抱える玖波公民館の建て替えにあたり、玖波地域内にあるコミュニティサロン玖波の機能を統合し、新たに玖波交流館を令和9年3月1日から設置することに伴い、本条例を制定しようとするもの。</p> <p>2 条例の主な内容 [第1条] 趣旨 [第2条] 設置 [第3条] 管理 [第4条] 使用の許可 [第5条] 使用許可の制限 [第6条] 使用許可の取消し及び使用の中止命令 [第7条] 使用料 [第8条] 使用料の減免 [第9条] 使用料の還付 [第10条] 指定管理者による管理 [第11条] 利用料金 [第12条] 指定管理者が行う業務の範囲 [第13条] 指定管理者の管理の期間 [第14条] 指定管理者の指定の手続 [第15条] 指定管理者との協定の締結 [第16条] 事業報告書の提出義務 [第17条] 事業報告の聴取等 [第18条] 指定管理者の守秘義務及び個人情報の取扱い [第19条] 指定の取消し等 [第20条] 原状回復義務 [第21条] 損害賠償義務 [第22条] 委任</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日 令和9年3月1日 (2) 準備行為 使用の許可、使用料の徴収及び使用料の減免に係る必要な行為は、令和8年8月1日から行うことができる。</p>	教育次長
4	議案 第 12 号	地方自治法の一部を改正 する法律等の施行に伴う 関係条例の整理について (総務部総務課)	<p>1 改正の理由 地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）の施行に伴い、地方自治法及び地方自治法施行令の一部が改正され、引用する条項が変更となったため、関係条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>2 関係条例 【第1条関係】 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 【第2条関係】 大竹市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</p> <p>3 施行期日 令和8年9月24日（地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日）</p>	総務部長

	議案 番号	件名	内容	提案 説明者
5	議案 第 13 号	大竹市公告式条例の一部改正について (総務部総務課)	<p>1 改正の理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和7年法律第35号）の公布に伴い、地方自治法の一部が改正された。条例公布時における首長の署名の方法に電子署名が追加されたことに伴い、自署以外に電子署名を含めた署名を可能とするため、本条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>2 改正の内容 地方自治法の改正に伴い、条例公布時における首長の署名の方法に自署以外に電子署名を含めた署名を可能とするよう改正する。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>	総務部長
6	議案 第 14 号	大竹市役所支所設置条例の一部改正について (市民生活部市民課)	<p>1 改正の理由 玖波公民館の廃止に伴い、大竹市役所玖波支所の機能を一時的に広島信用金庫旧玖波支店に移転したのち、玖波交流館完成後、同施設内に再移転するため、本条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>2 改正の内容 【第1条】大竹市役所玖波支所の位置を「現玖波支所」から「広島信用金庫旧玖波支店」に改める。 【第2条】大竹市役所玖波支所の位置を「広島信用金庫旧玖波支店」から「玖波交流館」に改める。</p> <p>3 施行期日 【第1条】令和8年8月1日 【第2条】令和9年3月1日</p>	市民生活 部長
7	議案 第 15 号	大竹市行政手続条例の一部改正について (総務部総務課)	<p>1 改正の理由 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）の公布に伴い、行政手続法の一部が改正され、令和8年5月21日から施行されることとなった。これに伴い、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における公示の方法によって行う通知について、行政手続法の規定に倣った措置とするため、その他所要の改正を行うため、本条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>2 改正の内容 不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における公示の方法によって行う通知（公示送達）について、次の(1)と併せて、(2)又は(3)の方法を可能とするよう改正する。 (1) インターネットによる方法 (2) 市役所掲示板に掲示 (3) 事務所に設置したパソコン等の画面上で閲覧</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日 令和8年5月21日 (2) 経過措置 2に規定する公示送達の方法は、施行期日以後にする通知について適用させる。</p>	総務部長

	議案 番号	件名	内容	提案 説明者						
8	議案 第 16 号	大竹市コミュニティサロン 設置及び管理条例の一部改 正について (市民生活部市民課)	<p>1 改正の理由 コミュニティサロン玖波と現在整備中の玖波交流館との機能統合に伴い、コミュニティサロン玖波を廃止することから、本条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>2 改正の内容 大竹市コミュニティサロン設置及び管理条例中、コミュニティサロン玖波に係る部分を削除する。</p> <p>3 施行期日 令和9年3月1日</p>	市民生活 部 長						
9	議案 第 17 号	特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関 する条例の一部を改正する 条例の一部改正について (総務部産業振興課)	<p>1 改正の理由 特別職の職員で非常勤のもの の報酬のうち、鳥獣被害対策 実施隊員の報酬を新たに定め るため、本条例の一部を改 正しようとするもの。</p> <p>2 改正の内容 別表に、次のとおり鳥獣被害 対策実施隊員の報酬を新た に加えるもの。</p> <table border="1" data-bbox="655 819 1243 904"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給種別</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥獣被害対策実施隊員</td> <td>年額</td> <td>2,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 公布の日から</p>	区分	支給種別	報酬額	鳥獣被害対策実施隊員	年額	2,000 円	総務部長
区分	支給種別	報酬額								
鳥獣被害対策実施隊員	年額	2,000 円								
10	議案 第 18 号	職員の特殊勤務手当に関す る条例の一部改正について (総務部総務課)	<p>1 改正の理由 緊急消防援助隊として派遣さ れて行う災害応急対策業務に 従事する場合に、業務の危険 性及び緊急消防援助隊が他 の地方公共団体に属する職員 とともに部隊を構成する性格 であることを考慮し、当該業 務に従事する消防職員へ特殊 勤務手当を支給するため、本 条例の一部を改正しようとし るもの。</p> <p>2 主な改正の内容 ○消防職員の特殊勤務手当の 区分を追加 (1) 支給対象 本市以外の地 方公共団体の区域に緊急消 防援助隊として、災害対応業 務に従事したとき (2) 手当の額 (日額) ア 規則で定める著しく危険 であると認める区域で従事 した場合 2,160 円 イ ア以外の区域で従事した 場合 1,080 円 (夜間の場 合は、1,620 円)</p> <p>3 施行期日 令和8年4月1日</p>	総務部長						

	議案 番号	件名	内容	提案 説明者
11	議案 第 19 号	大竹市総合福祉センター設 置及び管理条例の一部改正 について (健康福祉部地域介護課)	<p>1 改正の理由</p> <p>大竹市総合福祉センターの事業内容の見直しや修正、新しい施設の名称及び利用料の設定、会議室等の名称変更及び利用等の見直し並びにプール利用料の削除を行うため、本条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>2 改正の内容</p> <p>(1) 事業内容の見直し及び修正</p> <p>(2) 新しい施設を独占利用できる旨を規定</p> <p>(3) 新しい施設の名称及び利用料を設定</p> <p>(4) 会議室等の名称変更及び利用等の見直し</p> <p>(5) プール利用料を削除</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 令和8年4月1日</p> <p>(2) 準備行為 小ホールの利用の許可の申請は、公布の日から行うことができる。</p>	健康福祉 部 長
12	議案 第 20 号	大竹市特定教育・保育施設 及び特定地域型保育事業の 利用者負担等に関する条例 の一部改正について (健康福祉部福祉課)	<p>1 改正の理由</p> <p>こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）が創設されたことに伴い、当該制度の利用者の利用料等に関し必要な事項を定めるため、本条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>【第7条】当該制度の利用者の利用料を1時間当たり300円を限度として規則で定める額を徴収することを規定</p> <p>【第9条】利用者負担額等の減免で、当該制度を減免の対象とすることを規定</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和8年4月1日</p>	健康福祉 部 長

	議案 番号	件名	内容	提案 説明者																																																					
13	議案 第 21 号	大竹市国民健康保険条例の 一部改正について (健康福祉部保健医療課)	<p>1 改正の理由 国民健康保険法施行令の一部改正により、子ども・子育て支援制度創設に伴う国民健康保険料の賦課額等について規定するため、また、賦課限度額及び軽減措置対象世帯の所得判定基準の金額が引き上げられたこと等に伴い所要の改正をするため、本条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>2 改正の内容</p> <p>(1) 子ども・子育て支援制度創設に伴う国民健康保険料の賦課額等について</p> <p>ア これまで基礎賦課額（基礎賦課分）、後期高齢者支援金等賦課額（後期高齢者支援金分）、介護納付金賦課額（介護納付金分）であった保険料の賦課額について、新たに子ども・子育て支援納付金賦課額（子ども・子育て支援納付金分）を加える。</p> <table border="1" data-bbox="710 719 1262 842"> <tr> <td rowspan="4">保険料賦課額</td> <td>基礎賦課分</td> <td rowspan="4">新設</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金分</td> </tr> <tr> <td>介護納付金分</td> </tr> <tr> <td>子ども・子育て支援納付金分</td> </tr> </table> <p>イ 子ども・子育て支援納付金分について、他の賦課額と同様に所得割、均等割、平等割となるが、18歳未満の被保険者は均等割が10割軽減となり、その軽減分を18歳以上被保険者で負担することとなるため、「18歳以上被保険者均等割」を新たに加える。</p> <table border="1" data-bbox="710 1043 1353 1167"> <tr> <th colspan="4">子ども・子育て支援納付金分</th> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>均等割</td> <td>平等割</td> <td>18歳以上被保険者均等割</td> </tr> </table> <p>ウ 賦課限度額は、3万円とする。</p> <p>(2) 賦課限度額の引き上げについて</p> <table border="1" data-bbox="692 1245 1310 1458"> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th></th> <th>改正後</th> </tr> <tr> <td>基礎賦課分</td> <td>66万円</td> <td>変更</td> <td>67万円</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金分</td> <td>26万円</td> <td>維持</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>介護納付金分</td> <td>17万円</td> <td>維持</td> <td>17万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>109万円</td> <td></td> <td>110万円</td> </tr> </table> <p>(3) 低所得者に対する保険料の軽減措置に係る判定基準について</p> <table border="1" data-bbox="652 1536 1353 1951"> <tr> <th rowspan="2">軽減割合</th> <th colspan="3">擬制世帯主と加入者の総所得金額等の合計額 (軽減基準所得)</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th></th> <th>改正後</th> </tr> <tr> <td>7割</td> <td>43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下</td> <td>維持</td> <td>43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下</td> </tr> <tr> <td>5割</td> <td>43万円+(30.5万円×加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下</td> <td>変更</td> <td>43万円+(31万円×加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下</td> </tr> <tr> <td>2割</td> <td>43万円+(56万円×加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下</td> <td>変更</td> <td>43万円+(57万円×加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下</td> </tr> </table> <p>3 施行期日 令和8年4月1日</p>	保険料賦課額	基礎賦課分	新設	後期高齢者支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分	子ども・子育て支援納付金分				所得割	均等割	平等割	18歳以上被保険者均等割	区分	現行		改正後	基礎賦課分	66万円	変更	67万円	後期高齢者支援金分	26万円	維持	26万円	介護納付金分	17万円	維持	17万円	合計	109万円		110万円	軽減割合	擬制世帯主と加入者の総所得金額等の合計額 (軽減基準所得)			現行		改正後	7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	維持	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	5割	43万円+(30.5万円×加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	変更	43万円+(31万円×加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	2割	43万円+(56万円×加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	変更	43万円+(57万円×加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	健康福祉 部 長
保険料賦課額	基礎賦課分	新設																																																							
	後期高齢者支援金分																																																								
	介護納付金分																																																								
	子ども・子育て支援納付金分																																																								
子ども・子育て支援納付金分																																																									
所得割	均等割	平等割	18歳以上被保険者均等割																																																						
区分	現行		改正後																																																						
基礎賦課分	66万円	変更	67万円																																																						
後期高齢者支援金分	26万円	維持	26万円																																																						
介護納付金分	17万円	維持	17万円																																																						
合計	109万円		110万円																																																						
軽減割合	擬制世帯主と加入者の総所得金額等の合計額 (軽減基準所得)																																																								
	現行		改正後																																																						
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	維持	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下																																																						
5割	43万円+(30.5万円×加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	変更	43万円+(31万円×加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下																																																						
2割	43万円+(56万円×加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	変更	43万円+(57万円×加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下																																																						

	議案 番号	件名	内容	提案 説明者								
14	議案 第 22 号	大竹市公園条例の一部改正 について (建設部都市計画課)	<p>1 改正の理由 晴海臨海公園の多目的グラウンドについて、公園全体の一定の面整備が完了することを受け、テニスコートや球技場等と同様、有料公園施設として指定し、使用料を設定するため、また、公園施設の指定管理者について規定するため、その他所要の改正を行うため、本条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>2 改正の内容</p> <p>(1) 晴海臨海公園多目的グラウンド使用料</p> <table border="1" data-bbox="651 517 1353 607"> <tr> <td data-bbox="651 517 922 584">多目的グラウンド (独占利用の場合に限る)</td> <td data-bbox="922 517 1129 584">1区画1時間につき</td> <td data-bbox="1129 517 1257 551">高校生以下</td> <td data-bbox="1257 517 1353 551">200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1129 551 1257 584">一般</td> <td data-bbox="1257 551 1353 584">400円</td> </tr> </table> <p>※スポーツ以外の目的で使用する場合の使用料の額は、この表に定める額に5を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 公園施設における指定管理者について規定</p> <p>(3) その他所要の改正</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 令和8年4月1日。ただし、2(1)多目的グラウンド使用料の徴収は、令和9年4月1日。</p> <p>(2) 経過措置 2(1)多目的グラウンド使用料は、令和9年4月1日以後の利用に係る使用料から適用する。</p>	多目的グラウンド (独占利用の場合に限る)	1区画1時間につき	高校生以下	200円			一般	400円	建設部長
多目的グラウンド (独占利用の場合に限る)	1区画1時間につき	高校生以下	200円									
		一般	400円									
15	議案 第 23 号	大竹市立公民館設置及び管理 条例の一部改正について (教育委員会事務局生涯学習課)	<p>1 改正の理由 玖波交流館の設置に伴い、大竹市立玖波公民館を廃止するため、本条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 改正の内容</p> <p>【大竹市立公民館設置及び管理条例の一部改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大竹市立玖波公民館の名称及び所在地に係る規定を削除 <p>【大竹市立公民館使用条例の一部改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大竹市立玖波公民館の使用料金に係る規定を削除 大ホールを区分してその一部を使用する場合の使用料について、アマチュアスポーツ団体に限定する規定を削除 <p>3 施行期日 令和8年8月1日。ただし、アマチュアスポーツ団体に限定する規定を削除するのは、令和8年4月1日。</p>	教育次長								
16	議案 第 24 号	大竹市消防団員の定員、任 免、給与、服務に関する条 例の一部改正について (消防本部消防総務課)	<p>1 改正の理由と内容 消防団員の定年年齢を65歳から70歳へ延長することにより、団員数の減少を低減し、地域防災力を確保するため、本条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>2 施行期日 令和8年4月1日</p>	消 防 長								

	議案 番号	件名	内容	提案 説明者
17	議案 第 25 号	大竹市火災予防条例の一部 改正について (消防本部予防課)	<p>1 改正の理由 近年のサウナブームを背景に、消費熱量が小さい簡易的なサウナが増加していることから、安全性の基準を定めるため、また、大規模地震時の電気火災対策を図り、住宅における火災予防を推進することを目的として、本条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>2 改正の内容 (1) 簡易サウナ設備に関する事項の追加 (2) 住宅における火災の予防の推進に関する事項の追加</p> <p>3 施行期日 令和8年3月31日</p>	消 防 長
18	議案 第 26 号	大竹市老人憩の家設置及び 管理に関する条例の廃止に ついて (健康福祉部地域介護課)	<p>1 廃止の理由 大竹市老人憩の家設置及び管理に関する条例に基づき、大竹市立玖波公民館内に設置している玖波老人集会所及び大竹市農林振興センター内に設置している栗谷老人集会所について、玖波公民館の廃止を受けて、今後の老人憩の家の運用を行わないことと整理したため、廃止しようとするもの。</p> <p>2 施行期日 令和8年8月1日</p>	健康福祉 部 長
19	議案 第 27 号	大竹市コミュニティサロンの 指定管理者の指定につい て (市民生活部市民課)	<p>1 要旨 コミュニティサロン玖波の管理運営を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 内容 (1) 指定管理者 公益社団法人大竹市シルバー人材センター (2) 指定期間 令和8年4月1日から令和9年2月28日まで</p>	市民生活 部 長
20	議案 第 28 号	大竹市弥栄周辺広場の指定 管理者の指定について (建設部都市計画課)	<p>1 要旨 大竹市弥栄周辺広場（川真珠貝広場、白滝広場、弥栄大橋左岸地区広場、弥栄オートキャンプ場）の管理運営を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 内容 (1) 指定管理者 株式会社やさか (2) 指定期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで</p>	建設部長

	議案 番号	件名	内容	提案 説明者																																																																																				
21	議案 第29号	令和7年度大竹市一般会 計補正予算（第10号） （総務部企画財政課）	<p>1 歳入歳出の補正 ○補正予算額 △600,130千円 （詳細は12頁 補正予算の内訳のとおり） ○予算総額 20,653,390千円</p> <p>2 継続費の補正 ○変更</p> <table border="1" data-bbox="600 403 1356 1505"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th colspan="3">補 正 前</th> <th colspan="3">補 正 後</th> </tr> <tr> <th>総 額</th> <th>年 度</th> <th>年割額</th> <th>総 額</th> <th>年 度</th> <th>年割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大竹保育所 改修等事業</td> <td rowspan="2">千円 758,000</td> <td></td> <td>千円</td> <td rowspan="2">千円 738,000</td> <td></td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>301,900</td> <td>R6</td> <td>301,900</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">城山陸橋橋 りょう補修 事業</td> <td rowspan="4">千円 361,000</td> <td>R6</td> <td>0</td> <td rowspan="4">千円 361,000</td> <td>R6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td>66,000</td> <td>R7</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>R8</td> <td>294,000</td> <td>R8</td> <td>294,000</td> </tr> <tr> <td>R9</td> <td>1,000</td> <td>R9</td> <td>47,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">大竹駅東西 広場整備事 業</td> <td rowspan="4">千円 864,000</td> <td>R4</td> <td>185,000</td> <td rowspan="4">千円 844,000</td> <td>R4</td> <td>185,000</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>359,000</td> <td>R5</td> <td>359,000</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>300,000</td> <td>R6</td> <td>300,000</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td>20,000</td> <td>R7</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">晴海臨海公 園整備事業</td> <td rowspan="2">千円 180,000</td> <td>R6</td> <td>50,000</td> <td rowspan="2">千円 167,000</td> <td>R6</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td>130,000</td> <td>R7</td> <td>117,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">玖波地域交 流施設整備 事業</td> <td rowspan="2">千円 1,304,000</td> <td>R7</td> <td>521,600</td> <td rowspan="2">千円 1,000,000</td> <td>R7</td> <td>190,000</td> </tr> <tr> <td>R8</td> <td>782,400</td> <td>R8</td> <td>810,000</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	補 正 前			補 正 後			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額	大竹保育所 改修等事業	千円 758,000		千円	千円 738,000		千円	R6	301,900	R6	301,900	城山陸橋橋 りょう補修 事業	千円 361,000	R6	0	千円 361,000	R6	0	R7	66,000	R7	20,000	R8	294,000	R8	294,000	R9	1,000	R9	47,000	大竹駅東西 広場整備事 業	千円 864,000	R4	185,000	千円 844,000	R4	185,000	R5	359,000	R5	359,000	R6	300,000	R6	300,000	R7	20,000	R7	0	晴海臨海公 園整備事業	千円 180,000	R6	50,000	千円 167,000	R6	50,000	R7	130,000	R7	117,000	玖波地域交 流施設整備 事業	千円 1,304,000	R7	521,600	千円 1,000,000	R7	190,000	R8	782,400	R8	810,000	副市長
事業名	補 正 前				補 正 後																																																																																			
	総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額																																																																																		
大竹保育所 改修等事業	千円 758,000		千円	千円 738,000		千円																																																																																		
		R6	301,900		R6	301,900																																																																																		
城山陸橋橋 りょう補修 事業	千円 361,000	R6	0	千円 361,000	R6	0																																																																																		
		R7	66,000		R7	20,000																																																																																		
		R8	294,000		R8	294,000																																																																																		
		R9	1,000		R9	47,000																																																																																		
大竹駅東西 広場整備事 業	千円 864,000	R4	185,000	千円 844,000	R4	185,000																																																																																		
		R5	359,000		R5	359,000																																																																																		
		R6	300,000		R6	300,000																																																																																		
		R7	20,000		R7	0																																																																																		
晴海臨海公 園整備事業	千円 180,000	R6	50,000	千円 167,000	R6	50,000																																																																																		
		R7	130,000		R7	117,000																																																																																		
玖波地域交 流施設整備 事業	千円 1,304,000	R7	521,600	千円 1,000,000	R7	190,000																																																																																		
		R8	782,400		R8	810,000																																																																																		

議案 番号	件名	内容	提案 説明者																																																																																																								
		<p>3 繰越明許費の補正</p> <p>○追加</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>事業名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 総務費</td> <td>3 戸籍住民基本台帳費</td> <td>戸籍総合システム・住民基本台帳システム改修事業</td> <td>2,469千円</td> </tr> <tr> <td>3 民生費</td> <td>1 社会福祉費</td> <td>高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業</td> <td>1,167千円</td> </tr> <tr> <td>4 衛生費</td> <td>1 保健衛生費</td> <td>健康管理システム改修事業</td> <td>457千円</td> </tr> <tr> <td>4 衛生費</td> <td>1 保健衛生費</td> <td>斎場屋上防水等改修事業</td> <td>33,300千円</td> </tr> <tr> <td>4 衛生費</td> <td>3 環境費</td> <td>PCB廃棄物処理事業</td> <td>1,600千円</td> </tr> <tr> <td>6 農林水産費</td> <td>3 水産業費</td> <td>阿多田漁港本浦中浮棧橋改良事業</td> <td>46,000千円</td> </tr> <tr> <td>8 土木費</td> <td>2 道路橋りょう費</td> <td>松ヶ原3号線3号橋補修事業</td> <td>5,000千円</td> </tr> <tr> <td>8 土木費</td> <td>2 道路橋りょう費</td> <td>小方4号線歩道整備事業</td> <td>30,740千円</td> </tr> <tr> <td>8 土木費</td> <td>2 道路橋りょう費</td> <td>白石元町1号線道路改良事業</td> <td>76,395千円</td> </tr> <tr> <td>8 土木費</td> <td>2 道路橋りょう費</td> <td>小方14号線道路改良事業</td> <td>8,000千円</td> </tr> <tr> <td>8 土木費</td> <td>2 道路橋りょう費</td> <td>県営事業負担金(道路)</td> <td>2,800千円</td> </tr> <tr> <td>8 土木費</td> <td>3 河川費</td> <td>磯地郷谷川河川改良事業</td> <td>6,500千円</td> </tr> <tr> <td>8 土木費</td> <td>3 河川費</td> <td>県営事業負担金(砂防)</td> <td>2,600千円</td> </tr> <tr> <td>8 土木費</td> <td>5 港湾費</td> <td>県営事業負担金(港湾)</td> <td>129,000千円</td> </tr> <tr> <td>8 土木費</td> <td>6 都市計画費</td> <td>駅前油見線道路改築事業</td> <td>9,970千円</td> </tr> <tr> <td>9 消防費</td> <td>1 消防費</td> <td>避難所資機材整備事業</td> <td>13,391千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 債務負担行為の補正</p> <p>○追加</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>期間</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ファミリー・サポート・センター事業に要する経費</td> <td>令和8年度</td> <td>1,800千円以内</td> </tr> <tr> <td>保育所等の用務員等業務に要する経費</td> <td>令和8年度</td> <td>6,540千円以内</td> </tr> <tr> <td>病児・病後児保育事業に要する経費</td> <td>令和8年度</td> <td>12,700千円以内</td> </tr> <tr> <td>さかえ子育て支援センターの運営及び管理に要する経費</td> <td>令和8年度から令和10年度まで</td> <td>36,590千円以内</td> </tr> <tr> <td>松ヶ原こども館の運営及び管理に要する経費</td> <td>令和8年度から令和10年度まで</td> <td>45,320千円以内</td> </tr> <tr> <td>ごみ計量及び受付に要する経費</td> <td>令和8年度</td> <td>2,600千円以内</td> </tr> <tr> <td>ふれあい戸別収集に要する経費</td> <td>令和8年度</td> <td>1,850千円以内</td> </tr> <tr> <td>大竹市弥栄周辺広場の管理に要する経費</td> <td>令和8年度から令和10年度まで</td> <td>18,500千円以内</td> </tr> <tr> <td>社会教育施設等管理に要する経費</td> <td>令和8年度</td> <td>10,850千円以内</td> </tr> <tr> <td>大竹会館管理運営に要する経費</td> <td>令和8年度</td> <td>14,340千円以内</td> </tr> <tr> <td>自然の家やさか管理に要する経費</td> <td>令和8年度</td> <td>2,430千円以内</td> </tr> </tbody> </table>	款	項	事業名	金額	2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍総合システム・住民基本台帳システム改修事業	2,469千円	3 民生費	1 社会福祉費	高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業	1,167千円	4 衛生費	1 保健衛生費	健康管理システム改修事業	457千円	4 衛生費	1 保健衛生費	斎場屋上防水等改修事業	33,300千円	4 衛生費	3 環境費	PCB廃棄物処理事業	1,600千円	6 農林水産費	3 水産業費	阿多田漁港本浦中浮棧橋改良事業	46,000千円	8 土木費	2 道路橋りょう費	松ヶ原3号線3号橋補修事業	5,000千円	8 土木費	2 道路橋りょう費	小方4号線歩道整備事業	30,740千円	8 土木費	2 道路橋りょう費	白石元町1号線道路改良事業	76,395千円	8 土木費	2 道路橋りょう費	小方14号線道路改良事業	8,000千円	8 土木費	2 道路橋りょう費	県営事業負担金(道路)	2,800千円	8 土木費	3 河川費	磯地郷谷川河川改良事業	6,500千円	8 土木費	3 河川費	県営事業負担金(砂防)	2,600千円	8 土木費	5 港湾費	県営事業負担金(港湾)	129,000千円	8 土木費	6 都市計画費	駅前油見線道路改築事業	9,970千円	9 消防費	1 消防費	避難所資機材整備事業	13,391千円	事項	期間	限度額	ファミリー・サポート・センター事業に要する経費	令和8年度	1,800千円以内	保育所等の用務員等業務に要する経費	令和8年度	6,540千円以内	病児・病後児保育事業に要する経費	令和8年度	12,700千円以内	さかえ子育て支援センターの運営及び管理に要する経費	令和8年度から令和10年度まで	36,590千円以内	松ヶ原こども館の運営及び管理に要する経費	令和8年度から令和10年度まで	45,320千円以内	ごみ計量及び受付に要する経費	令和8年度	2,600千円以内	ふれあい戸別収集に要する経費	令和8年度	1,850千円以内	大竹市弥栄周辺広場の管理に要する経費	令和8年度から令和10年度まで	18,500千円以内	社会教育施設等管理に要する経費	令和8年度	10,850千円以内	大竹会館管理運営に要する経費	令和8年度	14,340千円以内	自然の家やさか管理に要する経費	令和8年度	2,430千円以内	
款	項	事業名	金額																																																																																																								
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍総合システム・住民基本台帳システム改修事業	2,469千円																																																																																																								
3 民生費	1 社会福祉費	高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業	1,167千円																																																																																																								
4 衛生費	1 保健衛生費	健康管理システム改修事業	457千円																																																																																																								
4 衛生費	1 保健衛生費	斎場屋上防水等改修事業	33,300千円																																																																																																								
4 衛生費	3 環境費	PCB廃棄物処理事業	1,600千円																																																																																																								
6 農林水産費	3 水産業費	阿多田漁港本浦中浮棧橋改良事業	46,000千円																																																																																																								
8 土木費	2 道路橋りょう費	松ヶ原3号線3号橋補修事業	5,000千円																																																																																																								
8 土木費	2 道路橋りょう費	小方4号線歩道整備事業	30,740千円																																																																																																								
8 土木費	2 道路橋りょう費	白石元町1号線道路改良事業	76,395千円																																																																																																								
8 土木費	2 道路橋りょう費	小方14号線道路改良事業	8,000千円																																																																																																								
8 土木費	2 道路橋りょう費	県営事業負担金(道路)	2,800千円																																																																																																								
8 土木費	3 河川費	磯地郷谷川河川改良事業	6,500千円																																																																																																								
8 土木費	3 河川費	県営事業負担金(砂防)	2,600千円																																																																																																								
8 土木費	5 港湾費	県営事業負担金(港湾)	129,000千円																																																																																																								
8 土木費	6 都市計画費	駅前油見線道路改築事業	9,970千円																																																																																																								
9 消防費	1 消防費	避難所資機材整備事業	13,391千円																																																																																																								
事項	期間	限度額																																																																																																									
ファミリー・サポート・センター事業に要する経費	令和8年度	1,800千円以内																																																																																																									
保育所等の用務員等業務に要する経費	令和8年度	6,540千円以内																																																																																																									
病児・病後児保育事業に要する経費	令和8年度	12,700千円以内																																																																																																									
さかえ子育て支援センターの運営及び管理に要する経費	令和8年度から令和10年度まで	36,590千円以内																																																																																																									
松ヶ原こども館の運営及び管理に要する経費	令和8年度から令和10年度まで	45,320千円以内																																																																																																									
ごみ計量及び受付に要する経費	令和8年度	2,600千円以内																																																																																																									
ふれあい戸別収集に要する経費	令和8年度	1,850千円以内																																																																																																									
大竹市弥栄周辺広場の管理に要する経費	令和8年度から令和10年度まで	18,500千円以内																																																																																																									
社会教育施設等管理に要する経費	令和8年度	10,850千円以内																																																																																																									
大竹会館管理運営に要する経費	令和8年度	14,340千円以内																																																																																																									
自然の家やさか管理に要する経費	令和8年度	2,430千円以内																																																																																																									

議案 番号	件名	内容	提案 説明者																																																	
		<p>○変更</p> <table border="1" data-bbox="606 190 1359 318"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事項</th> <th>期間</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正前</td> <td>地域包括支援センタ</td> <td rowspan="2">令和8年度</td> <td>37,000千円以内</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td>一業務に要する経費</td> <td>39,140千円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 地方債の補正</p> <p>○変更</p> <table border="1" data-bbox="606 398 1323 925"> <thead> <tr> <th rowspan="2">起債の目的</th> <th colspan="2">限度額</th> </tr> <tr> <th>補正前</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉施設整備事業</td> <td>395,700千円</td> <td>377,700千円</td> </tr> <tr> <td>保健衛生施設整備事業</td> <td>74,900千円</td> <td>72,000千円</td> </tr> <tr> <td>漁港整備事業</td> <td>66,000千円</td> <td>55,900千円</td> </tr> <tr> <td>道路橋りょう整備事業</td> <td>478,800千円</td> <td>415,000千円</td> </tr> <tr> <td>河川整備事業</td> <td>79,600千円</td> <td>48,100千円</td> </tr> <tr> <td>港湾整備事業</td> <td>162,200千円</td> <td>144,200千円</td> </tr> <tr> <td>都市計画事業</td> <td>45,600千円</td> <td>37,500千円</td> </tr> <tr> <td>住宅管理事業</td> <td>61,800千円</td> <td>39,300千円</td> </tr> <tr> <td>消防施設整備事業</td> <td>141,400千円</td> <td>151,800千円</td> </tr> <tr> <td>学校教育施設整備事業</td> <td>231,500千円</td> <td>173,900千円</td> </tr> <tr> <td>社会教育施設整備事業</td> <td>292,800千円</td> <td>143,600千円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	事項	期間	限度額	補正前	地域包括支援センタ	令和8年度	37,000千円以内	補正後	一業務に要する経費	39,140千円以内	起債の目的	限度額		補正前	補正後	児童福祉施設整備事業	395,700千円	377,700千円	保健衛生施設整備事業	74,900千円	72,000千円	漁港整備事業	66,000千円	55,900千円	道路橋りょう整備事業	478,800千円	415,000千円	河川整備事業	79,600千円	48,100千円	港湾整備事業	162,200千円	144,200千円	都市計画事業	45,600千円	37,500千円	住宅管理事業	61,800千円	39,300千円	消防施設整備事業	141,400千円	151,800千円	学校教育施設整備事業	231,500千円	173,900千円	社会教育施設整備事業	292,800千円	143,600千円	
区分	事項	期間	限度額																																																	
補正前	地域包括支援センタ	令和8年度	37,000千円以内																																																	
補正後	一業務に要する経費		39,140千円以内																																																	
起債の目的	限度額																																																			
	補正前	補正後																																																		
児童福祉施設整備事業	395,700千円	377,700千円																																																		
保健衛生施設整備事業	74,900千円	72,000千円																																																		
漁港整備事業	66,000千円	55,900千円																																																		
道路橋りょう整備事業	478,800千円	415,000千円																																																		
河川整備事業	79,600千円	48,100千円																																																		
港湾整備事業	162,200千円	144,200千円																																																		
都市計画事業	45,600千円	37,500千円																																																		
住宅管理事業	61,800千円	39,300千円																																																		
消防施設整備事業	141,400千円	151,800千円																																																		
学校教育施設整備事業	231,500千円	173,900千円																																																		
社会教育施設整備事業	292,800千円	143,600千円																																																		

補正予算の内訳

○歳出

○歳入（歳出に充当する財源）

（単位：千円）

款	説明	補正額	款	説明	補正額	備考
1 議会費	市議会本会議等の公開事業	△ 11,163	14 国庫支出金	新しい地方経済・生活環境創生交付金	△ 5,582	
2 総務費	基金管理事業	275,265				
	電子計算機管理事業	△ 35,500	14 国庫支出金	デジタル基盤改革支援国庫補助金	△ 20,000	
	国庫補助金等返還事務	44,489	18 繰入金	介護保険特別会計繰入金	105	
	戸籍住民基本台帳事務（システム改修）	2,469	14 国庫支出金	社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金	2,469	
	戸籍住民基本台帳事務（旧木野支所解体工事）	△ 6,000				
3 民生費	介護保険特別会計歳入補填事務	△ 15,400				
	障害児通所給付事業	△ 29,000	14 国庫支出金	障害児給付費国庫負担金	△ 14,500	
			15 県支出金	障害児給付費県負担金	△ 7,250	
	こども医療費助成事業	154,200	14 国庫支出金	米空母艦載機部隊配備特別交付金	154,200	
	市立保育所等整備事業	△ 20,000	21 市債	市立保育所整備事業債	△ 18,000	
	児童手当支給事業	△ 21,960	14 国庫支出金	児童手当国庫負担金	△ 17,808	
15 県支出金			児童手当県負担金	△ 2,076		
4 衛生費	予防接種推進事業	△ 15,000				
	出産・子育て応援事業	△ 5,000	14 国庫支出金	出産・子育て応援交付金	△ 5,000	
	休日診療所運営事業	△ 10,000	14 国庫支出金	都市構造再編集中支援事業国庫補助金	△ 3,267	
			21 市債	休日診療所整備事業債	△ 2,900	
環境監視指導事業	△ 6,000					
6 農林水産業費	漁港施設維持管理事業	△ 31,000	14 国庫支出金	水産物供給基盤機能保全事業補助金	△ 17,200	
			15 県支出金	移管支援交付金	△ 2,550	
			21 市債	漁港改修事業債	△ 10,100	
8 土木費	橋りょう等長寿命化事業	△ 63,500	14 国庫支出金	道路メンテナンス事業国庫補助金	△ 34,925	
			21 市債	市道改良事業債	△ 24,100	
	交通安全施設整備事業	△ 36,285	21 市債	市道改良事業債	△ 36,200	
	道路・橋りょう新設、改良事業（小方14号線改良）	8,000	21 市債	市道改良事業債	8,000	
	道路・橋りょう新設、改良事業（その他）	△ 53,572	14 国庫支出金	無電柱化推進計画事業国庫補助金	△ 7,700	
				都市構造再編集中支援事業国庫補助金	△ 7,500	
県道等整備事業	△ 5,000	21 市債	市道改良事業債	△ 11,500		

	急傾斜地崩壊対策事業 (市)	△ 63,000	15	県支出金	急傾斜地崩壊対策事業 県補助金	△ 31,500	
			21	市債	急傾斜地崩壊対策事業 債	△ 31,500	
	港湾施設の修築・改良 事業	△ 40,000	21	市債	港湾改修事業債	△ 18,000	
	大竹駅周辺整備事業	△ 26,000	14	国庫支出金	社会資本整備総合交付 金	△ 11,000	
			21	市債	大竹駅周辺整備事業債	△ 8,100	
	晴海臨海公園整備事業	△ 82,864	14	国庫支出金	米空母艦載機部隊配備 特別交付金	△ 74,200	
			18	繰入金	晴海臨海公園整備基金 繰入金	△ 13,000	
市営住宅長寿命化事業	△ 41,000	14	国庫支出金	社会資本整備総合交付 金	△ 18,450		
		21	市債	市営住宅改修事業債	△ 22,500		
9 消防費	防災・保安体制整備事 業	13,391	14	国庫支出金	地域未来交付金	6,695	
	消防力強化事業		21	市債	消防庁舎改修事業債	10,400	財源充 当補正
10 教育費	学校教育振興事業	1,000	17	寄附金	教育振興寄附金	1,000	
	小学校管理運営事業	△ 56,600	21	市債	大竹小学校照明設備改 修事業債	△ 35,600	
					小方小学校照明設備改 修事業債	△ 15,300	
	中学校管理運営事業	△ 13,500	14	国庫支出金	学校施設環境改善交付 金	△ 3,000	
			21	市債	小方中学校照明設備改 修事業債	△ 6,700	
	玖波地域交流施設整備 事業	△ 331,600	14	国庫支出金	都市構造再編集中支援 事業国庫補助金	△ 165,800	
21			市債	玖波地域交流施設整備 事業債	△ 149,200		
学校給食費支援事業	△ 80,000	14	国庫支出金	米空母艦載機部隊配備 特別交付金	△ 80,000		
			1	市税	法人市民税	53,000	対応する 歳入のな い歳出に 充当
			10	地方交 付税	普通交付税	96,009	
合 計		△ 600,130	合 計		△ 600,130		

	議案 番号	件名	内容	提案 説明者						
22	議案 第 30 号	令和7年度大竹市介護保険 特別会計補正予算(第4号) (総務部企画財政課)	<p>1 歳入歳出の補正</p> <p>○補正予算額 △123,095千円</p> <p>○予算総額 2,915,140千円</p> <p>【補正予算の内容】</p> <p>(歳入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費国庫負担金 △20,000千円 ・調整交付金 △4,250千円 ・地域支援事業交付金(国) △9,550千円 ・介護給付費県負担金 △7,625千円 ・地域支援事業交付金(県) △4,775千円 ・支払基金交付金 △33,264千円 ・一般会計繰入金 △15,400千円 ・介護給付費準備基金繰入金 △28,231千円 <p>(歳出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス給付費 △80,000千円 ・施設サービス給付費 60,000千円 ・居宅サービス計画給付費 △10,000千円 ・地域密着型介護サービス給付費 △60,000千円 ・高額介護サービス等支給費 5,000千円 ・訪問型サービス費 △7,600千円 ・通所型サービス費 △23,200千円 ・介護予防ケアマネジメント費 △7,400千円 ・一般会計繰出金 105千円 <p>2 債務負担行為の補正</p> <p>○追加</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">事項</th> <th style="width:20%;">期間</th> <th style="width:30%;">限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護予防教室に要する経費</td> <td>令和8年度</td> <td>7,200千円以内</td> </tr> </tbody> </table>	事項	期間	限度額	介護予防教室に要する経費	令和8年度	7,200千円以内	副市長
事項	期間	限度額								
介護予防教室に要する経費	令和8年度	7,200千円以内								
23	議案 第 31 号	令和7年度大竹市水道事業 会計補正予算(第4号) (上下水道局業務課)	<p>1 予算補正の内容</p> <p>(1) 債務負担行為(防鹿水源地等の運転管理に要する経費)を追加する。</p> <p>《債務負担行為の補正》</p> <p>○防鹿水源地等の運転管理に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期 間：令和8年度から令和11年度まで ・限度額(補正額)：16,500千円 <p>(2) 債務負担行為(会計・料金システムに要する経費)を追加する。</p> <p>《債務負担行為の補正》</p> <p>○会計・料金システムに要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期 間：令和8年度から令和13年度まで ・限度額(補正額)：50,000千円 	上下水道局 局長						

	議案 番号	件名	内容	提案 説明者
24	議案 第 32 号	令和 7 年度大竹市工業用水 道事業会計補正予算 (第 3 号) (上下水道局業務課)	1 予算補正の内容 (1) 債務負担行為 (防鹿水源地等の運転管理に要する経 費) を追加する。 《債務負担行為の補正》 ○防鹿水源地等の運転管理に要する経費 ・期 間：令和 8 年度から令和 1 1 年度まで ・限度額 (補正額)：3, 5 0 0 千円 (2) 債務負担行為 (会計・料金システムに要する経費) を追加する。 《債務負担行為の補正》 ○会計・料金システムに要する経費 ・期 間：令和 8 年度から令和 1 3 年度まで ・限度額 (補正額)：8, 5 0 0 千円	上下水道 局 長
25	議案 第 33 号	令和 7 年度大竹市下水道事 業会計補正予算 (第 4 号) (上下水道局業務課)	1 予算補正の内容 (1) 債務負担行為 (会計・料金システムに要する経費) を追加する。 《債務負担行為の補正》 ○会計・料金システムに要する経費 ・期 間：令和 8 年度から令和 1 3 年度まで ・限度額 (補正額)：8, 5 0 0 千円	上下水道 局 長